

○習志野市産業振興基本条例

平成16年12月24日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もつて産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 産業の振興は、市内で産業活動を行う者（以下「事業者」という。）自らの創意工夫及び自助努力をもとに、市、事業者及び市民が協働して推進していくことを基本として行われるものとする。

2 前項の考え方をもとに、主な産業分野の目指す方向は、次に掲げるものとする。

(1) 商業については、消費者にとっての魅力や利便性を向上させ、購買意欲を確保するとともに中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を目指すものとする。

(2) 工業については、良好な操業や就労環境を確保するとともに、技術力の高い企業、研究機関、大学等の協力と連携のもと、国際競争力の強化や生産技術の高度化を目指すものとする。

(3) 農業については、効率よく生産活動をしやすい環境を確保し、自然にやさしく魅力ある新たな都市型農業の振興を目指すものとする。

(4) 前3号に定めるもののほか、産学官民の連携による地域特性を活かした新しい産業の創出を目指すものとする。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、国、千葉県その他の地方公共団体との連携並びに事業者、経済団体、大学等及び市民との協働に努めるとともに、次に掲げる事項を基本的な施策として実施するものとする。

(1) 事業者の経営基盤を安定させるための施策

(2) 商店街活性化のための施策

(3) 起業・創業を促進するための施策

(4) 勤労者の福利厚生の上を図るための施策

(5) 都市型農業を促進するための施策

(事業者の責務)

第4条 事業者は、周辺環境との調和並びに市民の生活の安定及び安全確保に十分配慮しながら、自らの事業の発展、経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。

2 事業者は、市及び経済団体による産業振興施策の推進に積極的に参加し協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、商店街が地域のにぎわいと交流の場であることを理解し、その中心的な役割を果たす商店会への加入により相互に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、商店会が地域のにぎわいと交流の場づくりのための事業を実施するときは、応分の負担等により当該事業に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域産業の振興が自らの生活の上と地域の活性化に寄与することを理解し、市民生活と産業が調和する都市の実現に向け協力するよう努めるものとする。

(産業振興審議会)

第6条 市長は、産業の振興を推進するため、習志野市産業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、産業振興に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民(公募による市民を含む。)

(2) 産業に携わる者

(3) 大学関係者

(4) 学識経験者

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会は、必要があると認めたときは、参考人に意見を求め、又は関係者に

対し資料の提出及び協力を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。